訪問看護重要事項説明書(介護保険)

指定訪問看護事業所　　令和8年9月1日

在宅看護センターeight

1．事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	合同会社 そらとにじ
主たる事務所の所在地	〒319-1303 日立市十王町友部東一丁目8番8号 101
代表者（職名・氏名）	代表社員 渡邉祐莉子
設立年月日	令和8年5月13日
電話番号	0294-51-3391

2．事業所の概要

ご利用事業所の名称	在宅看護センターeight	
サービスの種類	指定訪問看護ステーション	
事業所の所在地	〒319-1303 茨城県日立市十王町友部東一丁目8番8号 101	
電話番号	0294-51-3391	
指定年月日・事業所番号	R8 年8月　日指定	0860290329
管理者の氏名	渡邉 祐莉子	
通常の事業の実施地域	日立市、高萩市 ※通常の事業実施地域を超えて訪問する場合は、通常の事業の実施地域を超えた地点から、片道 1 キロメートル当たり 30 円を徴収する。	

3．営業日時

営業日	通常営業：月曜日から金曜日まで
休日	土曜・日曜・祝日 年末年始：12 月 30 日～1 月 3 日 お盆：8 月 14 日～16 日 ※但し、褥瘡の処置や点滴、その他病状などの理由により休日の訪問が必要と医師等が判断した場合には休日も計画訪問いたします。
営業時間	月曜日から金曜日 8:30～17:30 ※但し、24 時間の連絡体制を整えております。 契約を締結された方に対しては緊急訪問いたします。

4．事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
管理者(看護師)	1 名
看護職員	3 名(うち管理者 1 名兼務)
事務員	1 名

理学療法士、作業療法士または言語聴覚士：適当数（サービス提供上必要に応じて配置）

5.運営の方針

（1）訪問看護の実施に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえ、日常生活動作の維持・向上を図るとともに、利用者の生活の質が高められるよう、在宅療養生活の充実に向けて支援します。

（2）事業の実施に当たっては、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携に努め、総合的な支援を心がけます。

6.サービスの内容

（1）「訪問看護」は、利用者の居宅において、看護師その他省令で定める者が療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービスであり、主治医の指示に基づき、次の内容のサービスを行います。

①病状・全身状態の観察 ②清拭・洗髪・入浴介助等による清潔の保持 ③食事及び排泄等日常生活の世話 ④褥瘡の予防 ⑤リハビリテーション（呼吸理学療法を含む） ⑥緩和ケア

⑦認知症の看護 ⑧療養生活や介護方法の指導 ⑨家族や介護者の相談支援 ⑩カテーテル等の管理 ⑪その他医師の指示による点滴等の医療処置

7.利用者負担金（別紙料金表参照）

（1）利用者にご負担いただく利用料は、介護保険法に基づく法定利用料とし、別紙「介護保険による訪問看護の利用料金」に定めるとおり、各利用者の負担割合に応じた額とします。

（2）利用料は、サービス提供月の翌月に利用料請求書兼領収書を発行のうえ、口座振替または現金によりお支払いいただきます。

（3）訪問看護に必要な衛生材料、処置材料その他の医療材料について、保険給付の対象外となるものや利用者の希望により使用するものについては、実費をご負担いただく場合があります。

8.支払い方法

（1）口座振替での料金のお支払い

指定を受けた口座より、サービス提供月の翌月に利用料請求書を発行いたします。利用料は、サービス提供月の翌々月に指定口座より口座振替にてお支払いいただきます。引落しが確認できましたら、利用料領収書を発行いたします。

（2）現金でのお支払い

利用期間が短い場合など、やむを得ない場合は、現金でのお支払いをお願いすることがございます。その場合、利用者負担金はサービスを受けた翌月に利用料請求書兼領収書を発行いたしますので、現金にてお支払いいただきます。

※ 領収書は大切に保管くださいますようお願いいたします。領収書の再発行は、原則対応いたしかねます。

9.サービスに関する苦情窓口

（1）当事業所が行う訪問看護サービスについてのご相談・苦情は、下記の相談窓口で承ります。また、サービス提供の管理責任者は次のとおりです。サービスの利用にあたって、ご不明な点やご要望等がございましたら、お申し出ください。

当事業所の訪問看護サービスに関する相談・苦情窓口 電話番号：0294-51-3391

管理者:渡邉 祐莉子

(2) 当事業所以外に、お住まいの市町村の担当窓口又は国民健康保険団体連合会の苦情窓口等に苦情を申し立てることができます。

日立市役所 高齢福祉課・障害福祉課	〒317-8601 茨城県日立市助川町 1-1-1 本庁舎 1 階 電話番号 0294-22-3111(代表番号)
高萩市役所 高齢福祉課	〒318-8511 茨城県高萩市春日町 3-10 総合福祉センター 1 階 電話番号 0293-22-0080
茨城県国民健康保険団体連合会	〒310-0852 茨城県水戸市笠原町 978 番 26 電話番号 029-301-1557

10.緊急時および事故発生時の対応方法

(1) 緊急時および事故発生時には、速やかに必要な対応を行い、利用者の主治医に連絡のうえ、その指示に従います。また、あらかじめ登録されている緊急連絡先へ連絡いたします。

(2) 当事業所が提供する訪問看護サービスにおいて事故が発生し、当事業所の責に帰すべき事由により利用者に損害が生じた場合には、速やかに損害賠償等の必要な対応を行います。

(3) 災害時の対応に関する準備については、担当看護師が利用者およびご家族と相談のうえ、必要な支援および対応を行います。

11.秘密の保持

(1) 当事業所の従業者は、業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。

(2) 当事業所は、従業者が退職した後においても、当該従業者が業務上知り得た利用者およびその家族の秘密を保持するよう、必要な措置を講じます。

(3) 当事業所は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者本人の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとします。

12.賠償責任

当事業所は、訪問看護サービスの提供にあたり、利用者の生命、身体または財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。ただし、当該損害が当事業所の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではありません。

13.感染症の予防及びまん延防止のための措置

当事業所は、感染症の発生およびまん延を防止するため、次の措置を講じます。

(1) 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。

(2) 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。

（3）従業者に対し、感染症の予防およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施します。

14. 業務継続計画の策定

自然災害および感染症の発生に備え、業務継続計画（BCP）および各種ガイドラインに基づき、家族・地域・行政と連携しながら、利用者の安全確保に努めます。

（1）感染症および災害に係る業務継続計画を策定します。

（2）感染症および災害に関する研修を、定期的に（年1回以上）実施します。

（3）感染症や災害発生時に迅速に対応できるよう、訓練を実施します。

15. 高齢者虐待防止のための措置

事業者は、利用者への差別の禁止、人権の擁護および虐待防止の観点から、虐待防止に関する責任者の設置や苦情解決体制の整備等、必要な体制を構築します。あわせて、従業者に対し虐待防止の啓発および普及を図るため、研修を実施するなどの措置を講じます。

また、サービス提供中に、当該事業所の従業者または養護者（利用者の家族等、現に養護する者）による虐待を受けたと疑われる利用者を発見した場合には、速やかに市町村へ通報します。

16. ハラスメント防止

事業者は、ハラスメント防止に関するマニュアルを整備し、研修を実施するなど、ハラスメント対策に取り組みます。

（1）次に掲げる事由が発生した場合には、サービス提供の中断または本契約を解除することがあります。

① 利用者またはその家族等（内縁関係を含む関係者）による、脅迫、威嚇、大声、悪質・不当・過剰または一方的な要求、優越的な関係を利用した要求、要求の繰り返し、長時間の拘束、不必要な電話・メール等の連絡、迷惑行為、名誉毀損、誹謗中傷、いじめ、嫌がらせ、差別、暴言・暴力行為、見返りや金品の要求等のカスタマーハラスメント。

② 身体接触や卑わいな言動等のセクシャルハラスメント。

③ 上記のハラスメント行為が確認され、注意を行っても改善されず、職員に精神的苦痛を与え、事業運営に支障を来し、就業環境が害された場合。

④ 利用者と事業者との信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービス提供が困難となった場合。

（2）サービス提供中における職員の撮影・録画・録音および、それらを無断で SNS 等へ掲載する行為は禁止します。

17. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを防止するため、次の事項にご留意ください。

① 看護師等は、年金の管理や金銭の貸借等、金銭の取り扱いはいたしかねますので、ご了承ください。

② 看護師等は、利用者の心身の機能の維持回復を目的として、療養上の世話および診療の補助を行います。なお、同居家族に対する直接的なサービス提供は原則として行いませんが、利用者の療養生活を支えるために必要な範囲で、家族への助言や支援を行うことがあります。

③ 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

本契約の成立を証するため、本書を2通作成し、利用者および事業者が署名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

契約締結日 令和　　年　　月　　日

ご利用者	私は、本契約の内容および重要事項、利用料金等について、 訪問看護ステーションより説明を受け、その内容を確認しました。 また、本契約書に基づき、訪問看護サービスの利用を申し込みます。	
	住所	
	氏名	
	電話番号	

代理人	本人との関係	
	住所	
	氏名	
	電話番号	

事業所	当事業所は、指定訪問看護事業者として、本契約の内容および重要事項、利用料金等について利用者に説明しました。 当事業所は、利用者の申込みを受諾し、本契約書に定めるサービスを、誠実に責任をもって提供します。	
	住所	〒319-1303 茨城県日立市十王町友部東一丁目8番8号 101
	代表者	在宅看護センターeight　管理者 渡邉 祐莉子
	電話番号	0294-51−3391